

栃木県内の創業支援施策一覧(行政・商工団体・金融機関・専門家・その他支援機関)

(1) 補助金・助成金

地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先	
1	県央	行政	宇都宮市	2 準備段階	UJIターン起業促進補助金	本市の区域内(以下「市内」という。)において起業し、事業所を新設する中小企業者に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、起業者の育成及び集積を促進し、もって本市における経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	宇都宮市へ住民登録をして1年未満かつ宇都宮市で起業して1年未満の者	① 法人設立費 ②-1 事業拠点の家賃(賃貸) ②-2 事業拠点確保(不動産取得費) ③-1 生活拠点の家賃(賃貸) ③-2 生活拠点確保(不動産取得費)	① 1/2 ②-1 3/10 ②-2 1/10 ③-1 3/10 ③-2 1/10	15万円 6万円/月 216万円 2万円/月 72万円	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/ki-gyo/venture/1006911.html	【担当部署】産業政策課 【電話】028-632-2442 【FAX】028-632-2447 【メール】 u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp
2	県央	行政	宇都宮市	3 創業初期段階	ふるさと納税起業家支援事業補助金	社会・地域課題の解決に資する事業や地域資源を活用した地域振興事業を行う本市の起業家に対して、ふるさと納税制度を活用し「資金調達」の機会を提供するクラウドファンディング型の支援事業を実施することで、「地域活性化」や「起業の促進」を図る。	・ 社会・地域課題の解決に資する事業もしくは、地域振興事業を実施する者で、以下の要件を満たす者 ・ 宇都宮市内に事業所を有する会社設立登記5年以内または設立登記の手続きに着手している事業者であること ・ 寄附による補助額が目標額に達しなくても事業を実施する事業者であること	・ 社会・地域課題の解決に資する事業もしくは、地域振興事業にかかる初期投資または活動経費で現金支出するもの ・ 起業家が設定した目標金額を上限に、ふるさと納税で寄附された全金額	・ 起業家が設定した目標金額	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/ki-gyo/venture/1016017.html	【担当部署】産業政策課 【電話】028-632-2442 【FAX】028-632-2447 【メール】 u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp	
3	県南	行政	足利市	3 創業初期段階	創業支援補助金	市内で新たに会社を設立して事業を行おうとする者に補助金を交付することで、創業を促進し、もって本市産業の活性化を図る。	市内で新たに会社を設立した者	①法人市民税額 ②市内に住所を有する期間の定めのない従業員であり、雇用保険の一般被保険者である者を事業年度終了時に6ヶ月以上雇用している場合は1人につき6万円	①1~3年目は全額 4~5年目は1/2 ②対象経費に同じ	①予算の範囲内 ②予算の範囲内で、各年上限60万円	http://www.ashikaga-sougyou.jp/support-system/ashikagahojo/	【担当部署】商工振興課 工業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2157 【FAX】0284-20-2155 【メール】 shoukou@city.ashikaga.lg.jp
4	県南	行政	足利市	2 準備段階	足利市中央商店街空き店舗活用対策支援事業費補助金	中心市街地等の空き店舗を活用するための事業に対し、その事業費の一部を支援することにより、中心市街地等の集客力及び回遊性の向上を図る。	空き店舗を活用して商業活動を行う「市が認定する商業団体」、「法人格を有するまちづくり団体」、「中小企業基本法などに定める中小企業者」、「新規開業者」	①店舗改修費 ②家賃相当額	(観光重点型区域) 対象経費の40% (一般型区域) 対象経費の25%	(観光重点型区域) 200万円 (一般型区域) 150万円	http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/akitenpo-hojo.html	【担当部署】商工振興課 商業・金融担当 【電話】0284-20-2158 【FAX】0284-20-2155 【メール】 shoukou@city.ashikaga.lg.jp
5	県南	行政	栃木市	2 準備段階	空き店舗活用促進事業補助金	新規開業者や中小企業者が対象区域内の空き店舗において開業する際に、店舗改装費及び家賃等を補助し、開業及び中心商店街活性化のための支援を行う。	対象区域内で開業する中小企業者又は新規開業者	①店舗改装費 ②開店後の家賃(12か月分) ③専門家相談費用	1/2	①100万円 ②50万円 ③1回の限度額1万6千円を5回まで	http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000016000/hpg000015922.htm	【担当部署】商工振興課 【電話】0282-21-2372 【FAX】0282-21-2683 【メール】 syoukou@city.tochigi.lg.jp
6	県南	行政	佐野市	2 準備段階	特定創業者フォローアップ補助金	創業の促進及び雇用機会の創出を図るため、特定創業者に対して経営相談等又は広告宣伝等に要した経費の一部を補助する。	・ 佐野市内で創業した方 ・ 創業日が特定創業支援を受けたことを証する証明書に記載された特定創業支援の終了の日から6月以内である方	①経営相談等(経営相談、税務相談、法律相談等) ②広告宣伝等(パンフレットの作成・配布、広告の掲載、ホームページの作成等)	①1/2 ②2/3	①1回につき25,000円(5回を限度) ②200,000円	http://www.city.sano.lg.jp/kakuka/syoukou/sougyou.html	【担当部署】産業立市推進課 【電話】0283-20-3040 【FAX】0283-20-3029 【メール】 sangyou@city.sano.lg.jp
7	県南	行政	佐野市	2 準備段階	まちなか活性化事業補助金	中心市街地又は地域市街地の空き店舗で開業するために必要な経費の一部を補助することにより、中心市街地及び地域市街地の活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で開業する商業団体、個人出店者、中小企業者、街づくり会社、特定非営利活動法人、市民活動団体等	①家賃(開業した日の属する月から起算して24月まで) ②改装費	①1/2 ②100%	①1月当たり3万円 ②500,000円	http://www.city.sano.lg.jp/komoku/machidukuri/01/01.html	【担当部署】都市計画課 【電話】0283-20-3100 【FAX】0283-20-3035 【メール】 tk-machinaka@city.sano.lg.jp
8	県央	行政	鹿沼市	2 準備段階	空き店舗等活用新規出店支援事業	鹿沼市内の空き店舗等を活用し創業するために必要な経費の一部を支援することにより、地域の活性化を図る。 ※鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者のみ対象とする	市内新規開業者	①店舗家賃 ②経営指導	①1/2 ②1/3	①3万円/月(1年目) 2万円/月(2年目) 1万円/月(3年目) ※オープンから最大3年 ②6万円(初年度のみ)	http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0243/info-0000001155-0.html	【担当課】産業振興課 【電話】0289-63-2182 【FAX】0289-63-2189 【メール】 sangyou@city.kanuma.lg.jp
9	県央	行政	鹿沼市	2 準備段階	個店整備事業	店舗の改修工事費、備品等購入に要する経費の一部を支援することにより、地域の活性化を図る。	市内事業者	①外装・内装・給排水・電気・空調・トイレ等の改修工事又は建具の入れ替えに要する経費 ②備品等(建物と一体として取り付けられる備品、設備等)の購入に要する経費	1/3	20万円	http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0243/info-0000001155-1.html	【担当課】産業振興課 【電話】0289-63-2182 【FAX】0289-63-2190 【メール】 sangyou@city.kanuma.lg.jp

栃木県内の創業支援施策一覧(行政・商工団体・金融機関・専門家・その他支援機関)

地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先	
10	県央	行政	日光市	2 準備段階	商店リフレッシュ事業費補助金	市内の商工業の活性化を図るため、市内業者を利用して店舗の改修等を行う費用の一部を補助する。	空き店舗を賃貸・所有して開業する方(業種により対象外あり)	店舗の改修費等	1/2	50万円	http://www.city.nikko.lg.jp/jigyosha/index.html	【担当部署】商工課 【電話】0288-21-5136 【FAX】0288-21-5128 【メール】shoko@city.nikko.lg.jp
11	県央	行政	日光市	3 創業初期段階	空き店舗対策家賃補助事業	商店街の空洞化を抑制するとともに、地域の活性化を図るため、空き家を賃貸して事業を開始する者に対し、家賃の一部を補助する。	空き店舗を賃貸して事業を開始しようとする方(業種により対象外あり)	家賃12か月分(事業を開始しようとする日の属する月から)	1/2	月額5万円	http://www.city.nikko.lg.jp/jigyosha/index.html	【担当部署】商工課 【電話】0288-21-5136 【FAX】0288-21-5128 【メール】shoko@city.nikko.lg.jp
12	県南	行政	小山市	2 準備段階	中心市街地商業出店等促進事業補助金	中心市街地の活性化及び同地域への事業者の出店の促進を図るため、中心市街地の空き店舗への新規出店者に対して必要な経費の一部を補助する。	対象区域内の空き店舗で開業する事業者	①空き店舗の家賃12か月間(敷金、礼金その他これらに類するものを除く) ②内装改造費(補助事業の当初実施分に限る)	1/2以内	①60万円 ②100万円	http://www.city.oyama.tochigi.jp/	【担当部署】商業観光課商業振興係 【電話】0285-22-9275
13	県央	行政	真岡市	3 創業初期段階	新製品開発・販路開拓支援補助金	新しいマーケットの創出を支援するため市内で新たに創業する者の新製品開発や販路開拓に要する費用の一部を補助する。	市内で新たに創業する者	<新製品開発> ①大学及び研究機関等との共同開発に係る経費 ②原材料及び副資材の購入に係る経費 ③設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費 ④工具器具の購入に係る経費 ⑤外注加工及びデザイン開発に係る経費 <販路開拓> ①見本市・展示会の会場に係る経費 ②出品物の輸送に係る経費	1/2	30万円	https://www.city.moka.lg.jp/toppage/soshiki/shokokanko/4/sougyou/5525.htm	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-83-8134 【FAX】0285-83-0199 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
14	県央	行政	真岡市	2 準備段階	中心市街地空き店舗等活用事業補助金	中心市街地の空き店舗等で新規に開業するために必要な経費の一部を補助することにより、中心市街地の魅力と賑わいを創出し、活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で新たに開業する事業者	①店舗の改装費 ②家賃(12か月分)	①3/10 ②1/2	①60万円 ②月3万円	https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shigoto_san_gyo_nyusatsu/6/4356.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-83-8643 【FAX】0285-83-0199 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
15	県央	行政	真岡市	2 準備段階	中心市街地空き店舗等活用事業補助金(チャレンジショップ活用事業)	商工会議所、商工会が、新規開業希望者等に、期間限定で貸与する店舗(チャレンジショップ)として空き店舗を活用する場合、改装費と賃借料の一部を補助する。	商工会議所 商工会	①店舗の改装費 ②家賃	①3/4 ②3/4	①500万円 ②月15万円		【担当部署】商工観光課 【電話】0285-83-8643 【FAX】0285-83-0199 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
16	県北	行政	大田原市	2 準備段階	起業再出発支援事業補助金	中小企業者及び小規模事業者の振興並びに中心市街地の活性化及び地域の振興を図るため、新たに空き店舗に出展する方等を支援する。	対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する事業者	空き店舗の改装費	1/3	①100万円 ②50万円	http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/docs/2013082778703/	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-23-8709 【FAX】0287-23-8697 【メール】syoukou@city.ohatawara.tochigi.jp
17	県北	行政	矢板市	3 創業初期段階	矢板市空き店舗等対策事業支援補助金	中心市街地活性化のため、空き店舗、空地、空き家を活用し、チャレンジショップ等を開業する場合の支援を行い、商店街の賑わいと地域経済の活性化を図る。	・中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2項に規定する中小企業者及び個人事業主 ・商工会、TMO及びこれらに準ずる団体 ・その他市長が特に認める者	改装費用 または 新築費用	1/2以内	100万円 千円未満の端数がある場合は当該は数は切り捨て	http://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syoukou/akitenpo2018.html	【担当課】商工観光課 【電話】0287-43-6211 【FAX】0287-44-3324 【メール】syoukou@city.yaita.tochigi.jp
18	県北	行政	さくら市	3 創業初期段階	空き店舗活用促進事業補助金	空き店舗を活用し、市内の地域活性化を図る	個人又は法人で、新たに空き店舗を活用して事業を営むもの	①家賃 ②改装費(当初実施分)	1/2	①25万円 ②40万円		【担当部署】商工観光課 【電話】028-686-6627

栃木県内の創業支援施策一覧(行政・商工団体・金融機関・専門家・その他支援機関)

地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先	
19	県北	行政	那須烏山市	1 希望段階	空き店舗対策新規出店者開業費用支援事業補助金	空き店舗を利用した出店等を行う新規開業者に対し、当該出店等に要した費用の一部を補助することにより、空き店舗増加を防止するとともに、新規出店を促し商業活動の活性化を応援するもの。	市内の空き店舗を活用し新規出店する個人・法人(風俗営業、チェーン店、大型店は除く)	空き店舗の改修費用及び付帯設備の設置又は改修費用	1/2	50万円	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/11.12940.71.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-83-1115 【FAX】0287-83-1142
20	県南	行政	下野市	2 準備段階	下野市空き店舗活用事業奨励金	市内の空き店舗を賃借して事業を開始する方に賃借料の一部を補助することにより、市内での事業開始の意欲を高め、市内商業の振興を図る。	市内の空き店舗(閉鎖後3カ月以上)で開業する事業者	・開業後の家賃1年分(敷金、礼金等除く)	1/2	60万円	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0068/genre1-3-001.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-32-8907 【FAX】0285-32-8611 【メール】 syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp
21	県南	行政	下野市	2 準備段階	下野市まちなか商店リフォーム補助金	店舗を営む方又は空き店舗を利用して営業を開始する方がお店の機能を維持し、又は向上させるための改装又は改修等の一部を補助することにより、まちなかのにぎわいを再生し、地域経済の活性化を図る。	・小金井駅、自治医大駅、石橋駅から概ね1.5km以内に所在し、店舗面積が1000㎡以下の店舗。 ・指定業種を営む個人又は登記簿上の本店の所在地が下野市内にある法人。 ・既存店舗営業者又は空き店舗(閉鎖後3カ月以上)開業者。	店舗の改装、改修等の費用	①空き店舗開業者 1/2 ②既存店舗営業者 1/3	①100万円 ②50万円	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0068/genre1-3-001.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-32-8907 【FAX】0285-32-8611 【メール】 syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp
22	県央	行政	益子町	2 準備段階	益子町起業支援補助金	地域経済の活性化及び振興を図るため、町内において起業する個人や法人に対し、その経費の一部を補助する。 (1)新規起業準備補助金 限度額100万円 ①基本補助額 限度額30万円 ※特定創業支援事業を受けている方(支援が完了している方も含む)は下記の②~④を加算することができる。 ②空き店舗活用 限度額10万円 ③町内金融機関から融資を受けた場合 限度額10万円 ④事業開始年齢に応じて加算 限度額50万円 (2)事務所賃借料補助金 限度額72万円 家賃の2分の1以内 限度3万円/月 24ヶ月以内 ※特定創業支援事業を受けている方が対象(支援が完了している方も含む)	町内に住所を有する起業家で、次の3つの条件をすべて満たす方。 ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2項第1項に規定する中小企業者 ・市区町村民税(使用税含む)の未納がないこと。(同一世帯員も含む) ・益子町商工会の会員になること、又は益子町商工会の会員であること。	(1)新規起業準備補助金…初期投資経費 (2)事業所賃借料補助金…町内の事業所を賃借して開業する場合の事業所等賃借料	(1)新規起業準備補助金…30万円以内(補助対象経費の3分の1) (2)事業所賃借料補助金…月額3万円以内(補助対象経費の2分の1以内。ただし、事業を開始した月から24ヶ月を限度とする。)	同左	http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/page00850.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0285-72-8845 【FAX】0285-70-1180 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp
23	県央	行政	茂木町	2 準備段階	茂木町空き店舗等活用事業補助金	町内の空き店舗、空き家等の空洞化を抑制するため必要な経費の一部を補助することにより商業の振興を図り活力あるまちづくりを推進する。	茂木町空き家情報バンク制度に登録された空き店舗等を活用し3年以上継続して営業を行う事業者	①店舗の改装費 ②家賃(24か月分)	①1/2 ②全額	①150万円 ②5万円		【担当部署】商工課 【電話】0285-63-5625 【FAX】0285-63-5699 【メール】 syoukou@town.motegi.lg.jp
24	県央	行政	芳賀町	3 創業初期段階	芳賀町商店街活性化補助金	商店街の活性化・販路開拓を目的とした事業に対して補助金を交付。	町内に住民登録のある個人事業主または、町内に主たる事業所を有する中小企業で、卸売業、小売業、サービス業の方	店舗の改装費、機会・装置等の導入、製品パンフレット・ホームページの新規作成等	対象事業費の1/2以内とし、10万円を限度額とする。	10万円	http://www.town.haga.tochigi.jp	【担当部署】商工観光課 【電話】028-67-6018 【FAX】028-677-6088 【メール】 syoukou@town.haga.tochigi.jp
25	県南	行政	壬生町	2 準備段階	まちなか新規出店促進事業補助金	空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、魅力ある町並みをつくり、まちなかの賑わいを再生することで地域経済の活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で開業する事業者	①店舗の改装費 ②家賃(12か月分)	1/2	①100万円 ②60万円	http://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2017040500016/	【担当部署】商工観光課商業観光係 【電話】0282-81-1844 【メール】 keizai@town.mibu.tochigi.jp
26	県北	行政	高根沢町	3 創業初期段階	高根沢町創業者支援補助金	創業者等が賃借する事務所等の月額賃料を一部補助することにより、新規事業の創出を図る。	町内において「特定創業支援を受けて新たに創業」した者	賃借する事務所等の月額賃料(事業開始から24月以内)	補助率1/2以内	5万円/月額	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyosei/biz/sougyou.html https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/reiki/reiki_honbun/e138RG00000969.html	【担当部署】産業課 【電話】028-675-8104 【FAX】028-675-8114 【メール】 machi@town.takanezawa.tochigi.jp

栃木県内の創業支援施策一覧(行政・商工団体・金融機関・専門家・その他支援機関)

地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先	
27	県北	行政	高根沢町	0 全段階	高根沢町特定創業支援事業受講料補助金	町の創業支援事業計画が指定する特定創業支援事業(セミナー等)を受講したときの受講料を一部補助することで、新規事業の創出の支援を図る。	町内中小企業創業者等	町の創業支援事業計画が指定する特定創業支援事業の受講料	補助率10/10	5千円/1セミナー	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyousei/biz/sougyou.html https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/reiki/reiki_honbun/e138RG00001003.html	【担当部署】 産業課 【電話】 028-675-8104 【FAX】 028-675-8114 【メール】 machi@town.takanezawa.tochigi.jp
28	県北	行政	高根沢町	3 創業初期段階	販路開拓支援事業補助金	中小企業者・認定農業者等が、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓を図るために展示会等に製品等を出展する経費の一部を補助するもの。	町内中小企業者、認定農業者、人・農地プランの担い手	販売を主目的としない展示会等に出展した際の経費	補助率1/2	10万円	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyousei/biz/shokogyo/document/s/hanrokaitaku-tirashi.pdf https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyousei/biz/shokogyo/hanrokaitaku.html	【担当部署】 産業課 【電話】 028-675-8104 【FAX】 028-675-8114 【メール】 syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp
29	県北	行政	高根沢町	3 創業初期段階	中小企業振興資金保証料補助金	中小企業の体質強化と経営の改善を図ることを目的に、町中小企業設備等整備資金及び町中小企業運転資金の借受けに係る栃木県信用保証協会の債務保証料を補助するもの。	町内中小企業者	町中小企業設備等整備資金及び町中小企業運転資金の借受けに係る栃木県信用保証協会の債務保証料	5万円までは全額 5万円を越える場合は、その額の1/2に2万5千円を加算した額又は、10万円のいずれかの低い額	10万円	syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp	
30	県北	行政	那須町	2 準備段階	那須町空き店舗リフォーム補助金	空き店舗等の有効活用並びに中小零細企業の支援を目的とする	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民登録のある者、または開店までに住民登録をする者 ・新規開業者であって空き店舗等を賃借又は自ら所有する空き店舗を開業するためにリフォームする者 ・現に事業を5年以上営んでおり当該店舗をリフォームする者 ・町税完納者 ・過去に当補助金を受けたことのない者 ※その他要件あり	20万円以上の店舗改装費	1/2	100万円	http://cms.town.nasu.lg.jp/viewr/info.html?idSubTop=1&id=457&g=209	【担当部署】 観光商工課 【電話】 0287-72-6918 【FAX】 0287-72-1112 【メール】 kanko@town.nasu.lg.jp
31	県北	行政	那須町	2 準備段階	信用保証料補助	町融資制度利用者が正規に完済した場合、保証料を補助。	町融資制度を正規に完済した者	町融資制度に係る保証料	20万円まで	20万円	http://cms.town.nasu.lg.jp/viewr/info.html?idSubTop=1&id=420&g=214	【担当部署】 観光商工課 【電話】 0287-72-6918 【FAX】 0287-72-1112 【メール】 kanko@town.nasu.lg.jp
32	県北	行政	那須町	2 準備段階	利子補給	町制度融資利用者への利子補給	町制度融資利用者	町融資制度に係る利子	融資額の1%	融資額の1%	http://cms.town.nasu.lg.jp/viewr/info.html?idSubTop=1&id=420&g=214	【担当部署】 観光商工課 【電話】 0287-72-6918 【FAX】 0287-72-1112 【メール】 kanko@town.nasu.lg.jp
33	県北	行政	那珂川町	1 希望段階	那珂川町空き店舗活用促進事業費補助金	那珂川町における空き店舗を有効活用し、商業等の活性化を図る。	対象の空き店舗に自ら出店し、事業を2年以上継続する事業者	①空き店舗の改修・改装工事及び付帯設備に要する費用(費用は備品経費を除いた額で、30万円以上)	1/2	1物件につき50万円	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0287-92-1116 【FAX】 0287-92-3699 【メール】 shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp	
34	県央	商工団体	宇都宮商工会議所	2 準備段階	中心商業地新規出店促進事業補助金(空き店舗出店補助金)	中心商業地の空き店舗に新たに店舗として出店するため必要な経費の一部を補助することにより、中心商業地の活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で賃貸借契約を結び開業する事業者	①経営財務診断費 ②店舗の内外装改造費	①1/2 ②3/10~1/2 (出店場所と条件により異なる)	①15,000円(1回につき) ②150万円 ※大谷石蔵活用店舗の場合 200万円	http://www.ucci.or.jp/finance/sinkisyuten/	【担当部署】 地域振興部 【電話】 028-637-3131
35	県北	商工団体	大田原商工会議所	2 準備段階	チャレンジショップ	当所が実施する創業スクールの受講修了者を対象に、自身が計画をした創業計画を基に3ヶ月程度の短期実践体験を行う。	当所が実施する創業スクールの受講修了者	家賃、水道光熱、PR、店舗改装などに係る費用	店舗準備・維持にかかる諸経費の一部(本人負担あり)	事業費の範囲	http://www.ohataracci.or.jp	【担当部署】 中小企業相談所 指導課 【電話】 0287-22-2273 【FAX】 0287-22-7643 【メール】 info@ohataracci.or.jp

栃木県内の創業支援施策一覧(行政・商工団体・金融機関・専門家・その他支援機関)

地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先
36	県北	商工団体	那須塩原市商工会	2 準備段階	空き店舗対策チャレンジショップ設置事業	都市計画区域内及び周辺地区の空き店舗を利用して創業する場合の家賃補助をする事により、地域に根ざした起業家等の育成による中心市街地活性化を目的とする。	対象地域の空き店舗を利用して創業する事業者	家賃補助 最大12か月まで補助する。	1/2	月/5万円	http://nasushiobara-shokokai.jp 【電話】0287-62-0373 【FAX】0287-63-9451 【メール】nasushiobara_net@shokokai-tochigi.or.jp
37	全県	その他支援機関	(公財)栃木県産業振興センター	2 準備段階	フードバレー農工商ファンド活用助成事業	県内に事務所を設置して県産農産物等を活用した事業を行う者の創業時に要する事務所改装費、運営費、広告宣伝費への助成をする。	①中小企業者（農林漁業者を除く）と農林漁業者との連携体 ②自ら事業を行うNPO法人等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体	①改装費 ②運営費 ③広告宣伝費	4/5以内	200万円	http://www.tochigi-iin.or.jp/index/3/1/4.html 【担当部署】新産業育成グループ 【電話】028-670-2608 【FAX】028-670-2611 【メール】shinsangyou@tochigi-iin.or.jp
38	全県	その他支援機関	(公財)栃木県産業振興センター	2 準備段階	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業	県内に事務所を設置して創業する者の創業時に要する事務所改装費、運営費、広告宣伝費への助成を行う。	中小企業者、企業組合、NPO法人、LLPとして創業を行う者	①改装費 ②運営費 ③広告宣伝費	2/3以内	150万円	http://www.tochigi-iin.or.jp/index/3/2/ 【担当部署】総合相談グループ 【電話】028-670-2607 【FAX】028-670-2611 【メール】shien@tochigi-iin.or.jp